

公益社団法人松戸市シルバー人材センター
就活等セクシュアルハラスメントに対する基本方針

1. 基本方針

松戸市シルバー人材センターは、採用活動において求職者等の皆様との相互理解と信頼関係を最も大切にしながら、就職活動中の学生や求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止し、安心して就職活動等が行える環境を整備することを目的とした、就活等セクシュアルハラスメントに対する基本方針を策定しました。

2. 就活等セクシュアルハラスメントの定義

採用活動において、求職者等の意に反する性的な言動によって、求職者等に対して不利益や不快な環境を生じさせ、就職活動環境が阻害される行為を就活等セクシュアルハラスメントと定義します。なお、「求職者等」とは、男女雇用機会均等法第13条第1項が定める定義に従います。

3. 就活等セクシュアルハラスメントの対象となる行為例

※以下は例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・ 性的な冗談、からかい、質問
- ・ 食事やデート等への執拗な誘い
- ・ 容姿や服装、体型に関する発言
- ・ 性的指向に関する質問・発言
- ・ 必要以上にプライベートな情報を詮索する質問
- ・ 身体への不必要な接触（肩を触る、手を握る等）

4. 就活等セクシュアルハラスメントへの対応

当センターでは、就活等セクシュアルハラスメントを防止するために以下の取り組みを行います。

- ・ すべての職員に、セクシュアルハラスメント防止に関する研修等を実施します。
- ・ 面接や面談は複数名対応を基本とし、記録を取り、透明性を高めます。
- ・ 万が一セクシュアルハラスメントが疑われる事案が発生した場合には、速やかに事実確認を行い、適切な対応を取ります。なお、セクシュアルハラスメントの事実が確認された場合、就業規則に基づき、当該職員に対して厳正な処分を含めた是正措置を実施します。
- ・ 相談者のプライバシーを保護するための必要な措置を講じます。

- ・職員が事実関係の確認等のため、当センターの措置に協力したこと等を理由に、解雇やその他不利益な取扱いはしません。

5. 相談窓口について

万が一、求職者等の方で、当センターとの採用活動中に不適切な言動や就活等セクシュアルハラスメントに該当するような行為を受けた場合には、以下の相談窓口にご連絡いただくことができます。なお、相談したことにより、採用面接拒否や内定取消等の不利益を受けることはありません。

〔当センター相談窓口〕

- ・ハラスメント防止対策委員会（事務局：庶務係）

電話 047（330）5005

受付時間 平日 8:30～17:00（昼休憩 12:15～13:00）

E-mail : matsudol@sjc.ne.jp

令和8年10月1日

公益社団法人 松戸市シルバー人材センター